

19財第4505号
平成19年10月12日

各 部 (局) 長
県 議 会 事 務 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
各 委 員 (会) 事 務 局 長

総 務 部 長

平成20年度当初予算の編成について(依命通達)

本県財政については、平成18年度から22年度までを「第二期集中改革期間」とする「財政構造改革プログラム」に基づき、歳出削減、歳入確保に取り組んでいるところであるが、先に示された「経済財政改革の基本方針2007」においては、引き続き歳出全般にわたり最大限の削減を行うとされており、今後も地方交付税の大幅な縮減が見込まれることに加え、社会保障関係経費等の増加により、プログラムの想定を大幅に超える財源不足が生じる見込みであり、主要4基金を全額充当してもなお不足する緊急事態となっていることから、財政構造改革プログラムの見直しを進めているところである。

このため、平成20年度当初予算の編成においては、あらゆる歳入の確保に取り組むことはもとより、聖域のない歳出の縮減を図るため、これまでの手法や枠組みにとらわれることなく、全ての事業について例外なくゼロベースでの見直しを行い、限られた財源の重点的・優先的配分を徹底し、本県が直面する課題に積極的に対応していくものとする。

平成20年度当初予算の要求に当たっては、以上の状況を十分に認識するとともに、下記事項に留意し見積書を提出するよう、命により通達する。

記

第1 基本的事項

1 予算編成の基本的考え方

財政構造改革プログラム及び下記の事項を踏まえ、平成20年度の予算編成を行う。

- (1) 当初予算は、年度間の見通しに立った予算の編成を行うものとし、年度途中における予算補正は原則として行わない。
- (2) 部局編成予算枠については、部局内で十分調整、検討の上、予算編成を行うものとし、年度間を通じ当該予算枠の範囲内で対応すること。

また、現場の創意工夫がより事業内容に反映されるよう、出先機関との間で十分調整を行うこと。

- (3) 全ての事業について例外なく見直しを行うとともに、「選択と集中」の視点に立ち、緊急性・優先度の観点から可能な限り事業の凍結、中止を含めた進捗調整を行うこと。
- (4) 新規施策及び歳出の増加を伴う施策の再構築においては、スクラップ・アンド・

ビルドの原則を遵守し、既存施策の廃止、縮小などにより財源の確保を図ること。

- (5) 施設整備に当たっては、既存施設の活用を十分検討するとともに、施設の新設、統廃合によって不用となることが想定される土地等については、処分も含め活用計画の事前策定を徹底すること。

なお、新規の施設整備事業については、原則として構想策定を含め具体的な事業には着手しないこと。

- (6) 要求額の見積りに当たっては、過去の伸び率を機械的に乗じているものなど、これまでの積算方法にとらわれることなく、抜本的な見直しを行った上、適切な所要額を計上すること。

特に事務的経費などの内部管理経費については、事務執行方法の改善など、あらゆる創意工夫や契約事務の見直し及び入札等制度の改革を踏まえ、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、執行段階での削減を踏まえた予算計上を行うこと。

なお、経費の見積りに当たっては、別途通知する「予算基準単価表」によること。

- (7) スプリングレビュー、政策評価、公共事業評価及び包括外部監査の対象となった事務事業については、それらの結果を踏まえた見直しを徹底すること。
- (8) 国の予算、制度に関わる施策については、構造改革の動きの中で大きく変わることが想定されることから、予算編成の動向について情報収集を積極的に行い、適切な内容で時期を逃すことなく対応すること。

なお、国庫補助負担金が廃止・縮小されるものについては、原則として県負担への振替えは認めない。

- (9) 市町村合併の動向を十分に踏まえ所要額の積算を行うこと。

- (10) アウトソーシング推進実行計画に基づき、県が直接実施すべき業務以外の業務について、費用対効果を十分検討しながら、外部委託を推進すること。

2 部局編成予算枠

各部局が編成する予算の額は、3及び4に掲げる経費を除き、各部局につき、一般財源（公共施設等整備基金繰入金、社会福祉施設整備基金繰入金、原子力防災対策等基金繰入金及び交通安全対策特別交付金を含み、行政改革推進債以外の県債を除く。）ベースで配分するものとし、その額は別途通知する。

- (1) 部局編成予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだ上で各部局に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、各部局内において十分調整し、見積書を提出すること。

- (2) 部局枠の予算編成に当たっては、県民ニーズを的確に踏まえたうえで、部局の編成方針を策定し、既存事業の自主的な見直しを進め、事業の再構築、重点化を図ること。

なお、各部局の編成方針を踏まえた取組みを公表することとしている。

- (3) 部局編成予算は、原則として部局の自主的な編成に委ねるものであるが、多大な後年度負担を伴う事業など別途通知する事業については、財政グループにおいて査定を行う。

- (4) 後年度負担を生じる事業については、後年度負担の増加分を財源的に確保することは行わないので、将来の見込みを踏まえ慎重に対応すること。

- (5) 法令・条例等により県の負担が義務づけられている経費については、8月に実施し

た調査に基づき所要額を配分するが、予算編成の中で積算を精査の上、配分額を確定する。

- (6) 法令条例経費、部局事業調整費とその他の経費との間で配分された予算枠を調整することは認めない。

3 公共事業費

- (1) 部局編成予算枠とは別に枠配分を行う。

なお、公共事業費についても、現時点における最大限の歳入を見込んだ上で配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、十分調整し、見積書を提出すること。

- (2) 予算計上に当たっては、施工箇所毎に事業の緊急性、費用対効果等の観点から検討を加え、事業の重点選別化、優先順位の明確化等を図るとともに、事業規模の適正化やコスト縮減を更に進めるなど、事業の効率化による事業量の確保に努めること。
- (3) 配分額は、別途通知する。

4 個別調整経費

- (1) 重点的に推進する事業 (2) 人件費 (3) 公債費 (4) 扶助費（間接扶助を含む）
- (5) 基本計画が認められている事業に係る経費

なお、上記経費にあっても、個々の事業ごとに厳しく見直しを行っていく考えであるので、厳正に見積もること。

5 組織横断による予算策定について

「連携目標による行政運営システム」の所管テーマに係る基本方針事業については担当理事、以下の事業についてはそれぞれの関係参事等とあらかじめ協議した上で見積書を提出すること。その他の事業についても、領域やグループの枠組みにとらわれることなく組織横断的視点での事業構築に努め、他に関連する事業については関係参事と協議・調整を行い、関連事業との整理、連携・調整を十分に図ること。

- (1) 組織の改編及び人員体制の変化を伴う事業、さらには、人員体制等の変化を伴わない事業にあっても、情報・電算システムの開発、各種業務の民間委託等、業務執行の高度化や簡素・効率化に資するものについては行政経営グループ参事
- (2) 関与指针对象公社等に対する補助金等については行政経営グループ参事
- (3) 市町村に新たな財政負担をもたらす事業等については市町村財政グループ参事
- (4) 土地（農林水産部、土木部関係の公共事業用地を除く。）に係る買入れ、所管換え、借入れ等を伴う事業については公有財産グループ参事
- (5) 県の施設に係る営繕工事費の見積りについては営繕グループ参事
- (6) 情報・電算システムの開発、OA機器の導入及び電算業務の民間委託等イグドラシルプランの推進に関する事業、営繕工事に伴う世界樹関連工事については電子社会推進グループ参事
- (7) 新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌等を活用する広報事業については県政広報グループ参事

6 予算の再調整

来年度の歳入については現時点における最大限の見積りとしているものであり、今後、地方財政対策等の内容が明らかになった時点において、さらに財源不足が生じる場合には、各部局の予算の再調整を行う。

第2 歳入に関する事項

厳しい財政状況を踏まえ、あらゆる手段で歳入確保を図る観点から、使用料・手数料の見直し、基金の活用、未利用財産の処分、収入未済額の解消など、積極的に歳入確保方策に努めること。

予算の計上に当たっては、根拠法令や過去の実績などを十分に踏まえ、下記の点に留意し適切に見積もること。

(個別的事項)

- 1 分担金・負担金については、事業の性格、受益の限度等を十分検討すること。
- 2 使用料・手数料については、受益者負担の原則に基づき、別途通知するところにより見直しを行うこと。
- 3 基金については、金利動向を踏まえ、効果的な運用を積極的に進め、事業に必要な基金運用益の確保に努めること。
なお、事業を実施するための所要財源確保のため、果実運用型基金の取崩しについて検討すること。また、当初の目的を達成した基金については、廃止を含め積極的に見直しを行うこと。
- 4 財産収入については、未利用財産の早期売却に努めることとし、財産貸付料や生産物売払価格の見直しを行うこと。
- 5 単年度貸付金に係る利子収入は、原則として一般財源使用可能額とすること。
- 6 県が他の団体等から事業を受託する場合は、その適否を厳正に判断した上で、人件費を含めた適正な必要経費を受託事業収入とすること。
- 7 その他の歳入については、県有施設を広告媒体として活用するなど、可能な限り積極的に財源の確保を図ること。

第3 歳出に関する事項

- 1 人件費については、定員の「枠配分方式」を踏まえ、部局長の責任と主体性の下、実態に応じた最適な職員配置を行い、さらなる定員の削減や超過勤務時間の縮減などにより総人件費を極力抑制すること。
人件費のうち条例定数内職員に係る分については、別途通知するところにより積算すること。
また、総人件費抑制の観点から、条例定数以外の人件費についても厳正に見積もり、削減に努めること。
- 2 扶助費については、措置対象人員の推移、扶助基準、単価改定及び制度改正の動向を的確に把握し、決算の状況等を踏まえ適正に見積もること。
- 3 補助金については、多額の一般財源を要する事業の重点的見直しを行うほか、高率、零細、嵩上げ補助金については必要性や効果を原点から検証するなど、重点的に見直しを行うこと。

また、市町村に対する補助については、地方分権時代に相応しい県と市町村の関係から見直しを図るとともに、民間団体に対する運営費補助については、団体の財政状況を十分に把握し、自立的な運営が可能となるような支援や奨励的な補助については、その事業が軌道に乗るまでの補助を基本とするなどその在り方を見直すこと。

- 4 委託料については、その必要性、効果、積算内容、委託先等について徹底的に見直しを行い、効率化に努め、必要最小限度において見積もること。

特に、調査研究及び設計業務等の委託については、その必要性について厳しく精査するとともに、高度な専門的知識を必要とする場合や大幅な経費削減が見込まれる場合に限るものとする。なお、この場合においても、経費や調査項目等の見直しを行うものであること。

- 5 公社等外郭団体に対しては、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」に基づき、県との役割分担の明確化を図りながら、主体的・自立的な経営の促進を図る観点から、財政的関与は必要最小限に止めること。
- 6 印刷物については、真に必要なものに限り最低限の仕様で作成することとし、「印刷物の電子化に関する指針」に基づきホームページ上での提供が可能なものは作成を取りやめるなど、経費の削減を図ること。
- 7 維持補修費については、施設の現況、投資的経費との関連、緊急性等を検討するとともに、労務単価の動向等にも留意し、適正に見積もること。
- 8 新たなシステム開発は、原則として着手しないこと。また、リース期間の満了、サポートの終了に伴う機器の更新等に当たっては、支障のない範囲で再リース方式や現行システムの継続使用を検討すること。さらに、費用対効果の検証次第では運用中のシステムも休廃止すること。
- 9 インターネットホームページの開設・運営は原則として外部委託は行わないこととし、複雑または高度な処理を行っている等の理由により現に運営を委託しているホームページにあっては、職員自らが運営可能となるよう速やかに再構築すること。
- 10 シンポジウム、フォーラム、講演会、キャンペーン、各種広報事業等のイベントの実施については、全国規模の大会で中止することの影響が甚大であるなど、特別な事情がある場合を除き、原則として行わないまたは休止すること。
- 11 債務負担行為については、後年度の財政運営に支障を来すことのないよう、事業内容、負担限度等を十分検討の上、見積もること。
- 12 継続費設定事業についても、事業の点検・見直しを行うものとし、契約締結等により事業費が減額となる見込みのものについては、所要額で見積もること。

第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の予算編成については、上記に準ずるとともに、採算性の向上、経営の健全化を旨として一層の経費の節減・合理化を図った上で、安易に一般会計からの繰入れを行うことのないよう見積もること。

別紙

平成20年度当初予算における予算区分と取扱い

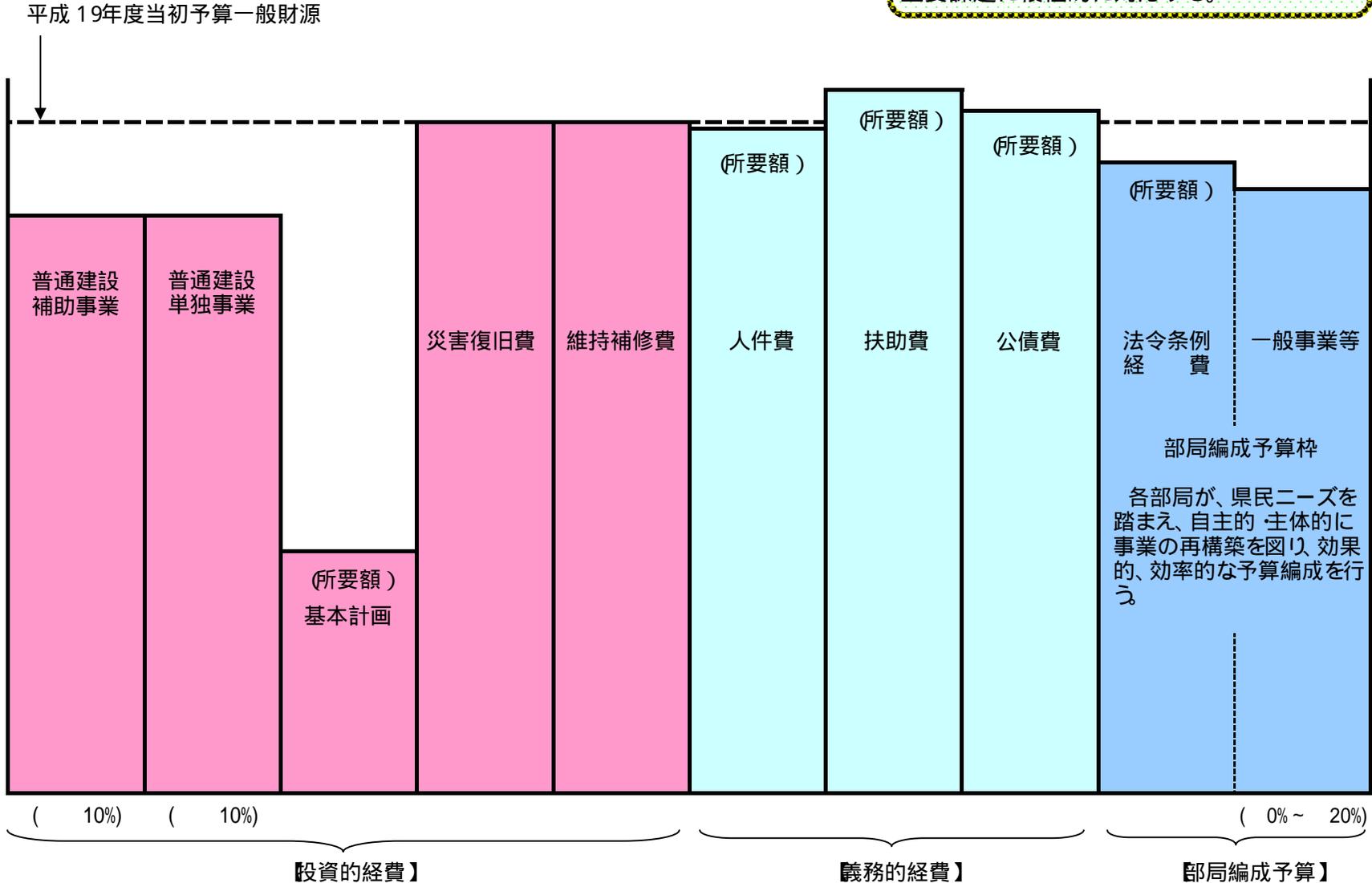
区 分	平成20年度当初予算額の要求基準 (県債を除く一般財源ベース)
重点政策枠	
重点的に推進する事業	所要額
公共事業費	
普通建設事業(補助)	別途指示する額
災害復旧事業費	別途指示する額
国直轄事業負担金	別途指示する額
普通建設事業(単独)	別途指示する額
維持補修費	別途指示する額
部局編成予算枠	
法令条例経費	部局編成予算枠として配分するが、精査の上所要額を計上
部局事業調整費	定額
一般事業(上記以外の経費)	別途配分する額

上記以外の、(1)人件費、(2)扶助費、(3)公債費、(4)基本計画が認められている事業に係る経費は、所要額とする。

見積書の提出期日は別に通知する。

平成 20年度当初予算の予算編成イメージ図

重点政策枠
 新たな行政課題、部局の枠を越えた県政の重要課題に積極的に対応する。



平成 20年度財源不足額 (一般財源ベース) 51.9億円